

令和4年第2回（3月）都城市議会定例会 付議事件一覧
(3月11日追加提案分)

令和4年3月11日現在

●市長提出議案案件

議案案件 13件（条例=1件、補正予算=12件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 1件

頁

1	議案第81号	都城市特別職の職員、教育長及び議員並びに一般職の職員の期末手当の臨時特例に関する条例の制定について	1
	1	令和3年度人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されることに準じて、令和4年6月の期末手当に関する特例を定めるため、条例を制定するもの	

○ 補正予算議案 12件

2	議案第82号	令和3年度都城市一般会計補正予算（第11号）	※
3	議案第83号	令和4年度都城市一般会計補正予算（第1号）	※
4	議案第84号	令和4年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※
5	議案第85号	令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※
6	議案第86号	令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
7	議案第87号	令和4年度都城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	※
8	議案第88号	令和4年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	※
9	議案第89号	令和4年度都城市水道事業会計補正予算（第1号）	※
10	議案第90号	令和4年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
11	議案第91号	令和4年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
12	議案第92号	令和4年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	※
13	議案第93号	令和4年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	※

令和 4 年第 2 回都城市議会定例会（3 月追加）

（議案第 81 号～第 93 号）

議案第81号

都城市特別職の職員、教育長及び議員並びに一般職の職員の期末手当
の臨時特例に関する条例の制定について

都城市特別職の職員、教育長及び議員並びに一般職の職員の期末手当の臨時特例
に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月11日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職の職員、教育長及び議員並びに一般職の職員の期末手当の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和4年6月1日を基準日として支給する特別職の職員（市長及び副市長をいう。以下同じ。）、教育長及び議員並びに一般職の職員（都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号。以下「一般職給与条例」という。）第1条に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）の期末手当（以下「令和4年6月期末手当」という。）を減じる措置を講ずるため、都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号。以下「特別職給与条例」という。）、都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）及び都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号。以下「議員報酬条例」という。）並びに一般職給与条例の特例を定めるものとする。

(措置の適用者)

第2条 この条例の措置の適用を受ける者（以下「適用者」という。）は、令和4年6月に特別職給与条例、教育長給与条例及び議員報酬条例並びに一般職給与条例に基づき期末手当を支給される者であって、令和3年12月に期末手当を支給されたものとする。

(特別職給与条例の特例)

第3条 特別職の職員の令和4年6月期末手当の額は、特別職給与条例に基づき特別職の職員が受けるべき令和4年6月期末手当の額から、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得られた額に相当する額を減じた額とする。

(教育長給与条例の特例)

第4条 教育長の令和4年6月期末手当の額は、教育長給与条例に基づき教育長が受けるべき令和4年6月期末手当の額から、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得られた額に相当する額を減じた額とする。

(議員報酬条例の特例)

第5条 議員の令和4年6月期末手当の額は、議員報酬条例に基づき議員が受けるべき令和4年6月期末手当の額から、令和3年12月に当該議員に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得られた額に相当する額を減じた額とする。

(一般職給与条例の特例)

第6条 一般職の職員の令和4年6月期末手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 再任用職員 (一般職給与条例第5条第10項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。) 以外の一般職の職員 一般職給与条例に基づき当該職員が受けるべき令和4年6月期末手当の額から、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得られた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得られた額に相当する額が当該職員に支給される令和4年6月期末手当の額以上となるときは、令和4年6月期末手当は、支給しない。
- (2) 再任用職員 一般職給与条例に基づき当該職員が受けるべき令和4年6月期末手当の額から、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得られた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得られた額に相当する額が当該職員に支給される令和4年6月期末手当の額以上となるときは、令和4年6月期末手当は、支給しない。

(この条例の適用の特例)

第7条 第3条から第5条まで及び第6条第2号の規定にかかわらず、適用者のうち、令和3年12月に期末手当を支給された時点で再任用職員以外の一般職の職員であった者が令和4年6月期末手当を支給される時点で第3条から第5条まで及び第6条第2号の規定の適用を受けることとなる場合のこれらの規定の適用については、第3条から第5条までの規定中「167.5分の10」とあり、及び第6条第2号中「72.5分の10」とあるのは、「127.5分の15」とする。この場合において、令和3年12月に当該職員に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得られた額に相当する額が当該職員に支給される令和4年6月期末手当の額以上となるときは、令和4年6月期末手当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 81 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市特別職の職員、教育長及び議員並びに一般職の職員の期末手当の臨時特例に関する条例														
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止														
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定												
制定改廃の目的・背景	令和 3 年度人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されることに準じて、令和 4 年 6 月の期末手当に関する特例を定めるため、条例を制定するもの。														
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 市長、副市長、教育長及び議員並びに一般職の職員の令和 4 年 6 月の期末手当の特例を設定</p> <p>① 特例の内容 令和 4 年 6 月の期末手当の額を、それぞれの職の適用条例に基づいて算定される額から令和 3 年 8 月 10 日の人事院勧告に準じた令和 3 年度の改定に相当する額（令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額）を控除した額とするもの。</p> <p>② 特例措置の対象となる者 条例に基づき令和 4 年 6 月に期末手当を支給される者であって、令和 3 年 12 月に期末手当を支給されたもの。</p> <p>③ 職員の区分ごとの割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年 12 月 1 日時点での職員の区分</th> <th>令和 3 年 12 月期末手当額に乘じる割合 (控除額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職（市長及び副市長）</td> <td>167.5 分の 10</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>167.5 分の 10</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>167.5 分の 10</td> </tr> <tr> <td>一般職（再任用職員を除く）</td> <td>127.5 分の 15</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>72.5 分の 10</td> </tr> </tbody> </table>			令和 3 年 12 月 1 日時点での職員の区分	令和 3 年 12 月期末手当額に乘じる割合 (控除額)	特別職（市長及び副市長）	167.5 分の 10	教育長	167.5 分の 10	議員	167.5 分の 10	一般職（再任用職員を除く）	127.5 分の 15	再任用職員	72.5 分の 10
令和 3 年 12 月 1 日時点での職員の区分	令和 3 年 12 月期末手当額に乘じる割合 (控除額)														
特別職（市長及び副市長）	167.5 分の 10														
教育長	167.5 分の 10														
議員	167.5 分の 10														
一般職（再任用職員を除く）	127.5 分の 15														
再任用職員	72.5 分の 10														
関係する法令及びその条項	特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）第 7 条の 2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条及び第 25 条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4														
制定改廃を要する関係条例等	なし														
備考															